

資料編

1. 計画の体系	52
2. 計画の策定経過	54
3. 策定体制	55
4. 計画に対する町民等の参画	58
5. 計画とSDGsとの関連性について	66
6. 丸森町における主な風水害の発生状況	69
7. 用語解説	73
参考（各種工事の概要）	79

1. 計画の体系

復旧・復興の基本施策等

基本施策	施策項目	主な取組
1 安らぎのある暮らしの再建	(1) 被災者の生活環境の確保	1 各種相談、見守り活動の実施 2 生活資金の支援
	(2) 安心して暮らすことのできる住まいの再建	1 応急仮設住宅団地内の住環境整備 2 災害公営住宅整備 3 町営住宅再建 4 住宅再建支援 5 若者等定住支援
	(3) 地域コミュニティの活性化	1 地域コミュニティの活性化
	(4) 保健・医療・福祉の充実	1 地域医療体制の整備 2 子育て環境の整備
	(5) 被災者及び児童・生徒の心と身体のケア	1 被災者の健康管理の支援 2 児童・生徒の心のケア
	(6) 被災した学校教育施設などの復旧	1 被災した学校施設等の復旧 2 児童・生徒の安全・安心の確保
	(7) 公共交通機関の早期復旧	1 阿武隈急行線の通常ダイヤによる運行再開 2 町民バス・デマンドタクシーの通常運行再開 3 地域住民主体による新たな移動手段の確保
	(8) 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実	1 生涯学習環境の充実 2 地域文化の振興 3 生涯スポーツ活動の推進
	(9) 災害廃棄物・堆積土砂の早期処理	1 災害廃棄物の処理 2 被災した家屋の解体等
2 災害に強く魅力あふれるまちの創造	(1) 防災体制の強化	1 防災体制の強化
	(2) 自助・共助を育む防災教育と人材の育成	1 地域防災体制の強化
	(3) 上下水道などのライフライン復旧	1 ライフライン復旧 2 非常時における対策の検討
	(4) 道路・橋梁等の復旧・機能強化	1 道路・橋梁の復旧 2 道路・橋梁の復旧・機能強化
	(5) 河川の復旧・被害を繰り返さないための治水	1 河川の復旧・治水対策 2 砂防施設の設置等
	(6) 内水氾濫を防ぐための対策強化	1 内水氾濫対策
	(7) 治山による安全・安心の確保	1 治山対策
	(8) 犠牲者の鎮魂と災害の記憶の伝承	1 犠牲者の鎮魂と災害の記憶の伝承

復旧・復興の基本施策等

基本施策	施策項目	主な取組
3 活気あふれる産業・なりわいの再建	(1) 魅力ある農業の再興	1 農地の復旧 2 農業用施設の復旧 3 早期営農再開に向けた農業者支援 4 農業・農村の担い手育成 5 農業生産性の向上 6 農業の収益性向上
	(2) 競争力ある畜産業の創造	1 畜産関係施設の復旧等 2 畜産の競争力強化
	(3) 活力ある林業の再生	1 林業関係施設の復旧 2 「(仮称) まるもり宝の山構想」等の策定及びその推進 3 森林の適正管理 4 林業の収益性向上 5 林業による雇用創出
	(4) 活気あふれる商工業の再建	1 被災事業者の事業再開や再建支援 2 活気あふれる商工業の再建
	(5) 国内外からの観光客の誘致	1 観光施設の復旧 2 あぶくま荘の受入体制整備 3 国内外からの観光客の誘致
	(6) 雇用の維持・創出	1 被災事業者の事業再開や再建支援【再掲】 2 新たな企業誘致の推進
	(7) 新たな産業の創出	1 新たな商品開発支援 2 起業支援

復旧・復興重点プロジェクト

- 1 町産材を活用した災害公営住宅整備・町営住宅再建プロジェクト
- 2 安全・安心の拠点形成プロジェクト
- 3 「儲ける農業」創造プロジェクト

2. 計画の策定経過

開催年月	策定体制		議会	町民参画		
	本部会議	推進委員会				
令和元年度	10		台風第19号			
	11					
	12	【設置】12月1日 【第1回】12月2日 【第2回】12月6日 【第3回】12月17日		12月18日 議員全員協議会		
		丸森町復旧・復興基本方針（令和元年12月17日策定）				
	1	【第4回】12月27日	【設置】12月25日			
			R元年度 【第1回】1月24日		●まちづくり懇談会 【大内】1月16日 【耕野】1月17日 【金山】1月18日 【大張・小斎】1月20日 【筆甫・館矢間】1月21日 【丸森】1月22日	
2	【第5回】2月18日	【第2回】2月25日	2月10日 第6回 特別委員会※ 2月26日 第7回 特別委員会		住民意向調査 2月4日～21日	
	(仮称) 丸森町復旧・復興計画（素案）					
3	【第6回】3月24日	【第3回】3月30日	3月27日 第8回 特別委員会			
	(仮称) 丸森町復旧・復興計画（中間案）					
2年度	【第7回】4月13日			●パブリックコメント (4月1日～4月30日) ●住宅再建促進事業等説明会 【五福谷等】4月9日 ●地区説明会 【金山】4月14日 【筆甫・小斎】4月15日 【大張・館矢間】4月16日 【耕野】4月17日 【大内・丸森】4月18日	住宅の再建等 に関する意向 調査 4月15日 ～5月1日	
	4		4月27日 第9回 特別委員会			
		【第8回】5月19日	R2年度 【第1回】5月27日	5月27日 第10回 特別委員会		
5	丸森町復旧・復興計画（最終案）					
	【第9回】6月17日		6月10日 第11回 特別委員会			
6	丸森町復旧・復興計画（令和2年6月17日策定）					

※特別委員会：令和元年台風第19号災害対策調査特別委員会

3. 策定体制

(1) 丸森町復興推進本部

町長、副町長以下、町の幹部職員で構成し、令和元年東日本台風による被害を克服し、町の復興を推進するために設置され、災害復興の推進に係る方針及び計画の策定や総合的な企画調整及び施策の進行管理等に関することを所掌します。

●丸森町復興推進本部設置要綱

(設置)

第1条 令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を克服し、町の復興を推進するため、丸森町復興推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 災害復興の推進に係る方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 災害復興に関する総合的な企画調整及び施策の進行管理に関すること。
- (3) その他災害復興に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、本部を総括し、本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長を務める。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、復興推進室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名
本 部 長	町長
副 本 部 長	副町長、復興対策監
本 部 員	教育長、総務課長、企画財政課長、町民税務課長、保健福祉課長、子育て定住推進課長、建設課長、農林課長、商工観光課長、会計室長、丸森病院事務長、復興推進室長、災害復旧対策室長、災害廃棄物対策室長、被災者支援室長、議会事務局長、農業委員会事務局長、学校教育課長、生涯学習課長、被災者支援専門官

(2) 丸森町復興推進委員会

町民及び学識経験者等で構成され、復旧・復興に向けた計画のほか、復旧・復興を推進するために必要な事項について協議し、町長に意見等を提言するとともに、当該計画に掲げる施策や事業の進捗等について意見を述べるなど、その検証に当たります。

●丸森町復興推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 台風第19号による災害からの復旧及び復興（以下、「復旧・復興」という。）の推進に関する意見を聴取するため、丸森町復興推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、復旧・復興に向けた計画のほか、復旧・復興を推進するために必要な事項について協議し、町長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織し、委員は町民、学識経験を有する者及び公共的団体等の役員又は職員のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長を務める。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開を原則とする。

2 公開の手続きに関し必要な事項について協議を要するときは、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、復興推進室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月25日から施行する。

●丸森町復興推進委員会委員名簿（任期：令和2年1月24日～令和4年1月23日）

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属 等
町 民	◎ 佐藤 勝 栄	丸森地区
	佐久間 新 平	丸森地区
	佐藤 隆 一	金山地区
	佐久間 徹	筆甫地区
	渡邊 政 美	大内地区
	早川 真 理	大内地区
	今野 美 香	小斎地区
	吉野 将 一	舘矢間地区
	佐藤 多 恵	大張地区
	大槻 康 浩	耕野地区
学識経験を有する者	○ 柴山 明 寛	東北大学災害科学国際研究所 准教授
公共的団体等の 役員又は職員	川村 賢 司	丸森町住民自治組織連絡協議会
	谷津 俊 幸	社会福祉法人丸森町社会福祉協議会 常務理事事務局長
	白木 寛 一	丸森町商工会 会長
	阿部 喜 知	みやぎ仙南農業協同組合丸森地区事業本部地区 事業本部長
	作間 淳 一	丸森町森林組合 代表理事組合長
	向井 裕 壽	丸森町消防団 団長
	伊藤 淳	一般社団法人宮城インバウンドDMO常務理事
	齋藤 学	丸森町PTA連合会
	星 京 子	丸森町連合婦人会会長

凡例 ◎：委員長 ○：副委員長



丸森町復興推進委員会

4. 計画に対する町民等の参画

(1) まちづくり懇談会

各地区のまちづくりセンターにおいて、今般の台風被害の状況やその対応をはじめ、復旧・復興の基本方針等についての意見交換会を実施しました。

開催日	時間	会場	参加者数	備考	
令和2年	1月16日(木)	10時～	大内まちづくりセンター	30人	令和元年度まちづくり懇談会(テーマ：丸森町復旧・復興基本方針)
	1月17日(金)	10時～	耕野まちづくりセンター	19人	
	1月18日(土)	14時～	金山まちづくりセンター	37人	
	1月20日(月)	14時～	大張まちづくりセンター	47人	
		19時～	小斎まちづくりセンター	43人	
	1月21日(火)	14時～	筆甫まちづくりセンター	19人	
		19時～	舘矢間まちづくりセンター	44人	
	1月22日(水)	19時～	丸森まちづくりセンター	98人	
合計			337人		

●各地区から寄せられた主な意見

地区	主な意見
丸森	災害対応に対する課題等の洗い出し及び情報公開
丸森	民間による宅地造成の促進
丸森	将来の人口規模、町財政力を考慮した計画策定の必要性
丸森	ハザードマップの見直し(避難所、避難経路等の表示)
丸森、金山	雨量計の増設
丸森、金山、小斎、舘矢間	災害公営住宅・町営住宅の早期整備・再建
丸森、筆甫	河川(内川、五福谷川、新川)の早期復旧
丸森、筆甫	砂防ダムの整備
丸森、筆甫、大張	森林管理の重要性及び二次災害の防止対策
丸森、筆甫、大内、舘矢間	阿武隈急行線の早期復旧
丸森、筆甫、大内、舘矢間、耕野	農地及び農業用施設(水路等)の早期復旧
丸森、大内	防犯無線の強化、避難情報発信の際のサイレン活用
丸森、小斎	災害復旧事業にともなう財源確保
丸森、耕野	次世代が安心して暮らせる未来を見据えたまちづくりの必要性
丸森、小斎	被害の再発防止を念頭においた災害復旧の必要性
丸森、舘矢間	町中心部等の内水対策の強化
金山	消防団員の安全対策
金山	自助に関する啓発
金山	避難時の準備物及び悪天候時における避難経路の安全性確保
金山	安全な避難所の選定及び安全性の確保
金山	避難情報発信の際の対象地区の細分化
金山	自宅再建に対する支援
金山	災害ボランティアの受入期間の確認
金山	雉子尾川の越水対策

地 区	主 な 意 見
金山	排水溝の堆積土砂の撤去
金山、小斎	農地の災害廃棄物（堆積土砂、稲わら、一般ゴミ等）の早期処理
金山、舘矢間	防犯灯の増設及び適切な場所への設置、防犯設備の強化
金山、舘矢間	農業集落排水施設の復旧及び排水ポンプ施設の強化
金山、舘矢間	観光施設の復旧
金山、耕野	学校施設の早期復旧
筆甫	犠牲者が出たことに対する町の認識
筆甫	応急仮設住宅入居期間の延長要望
筆甫	被災した土地・家屋の固定資産税の減免
筆甫	県道丸森霊山線の早期復旧及びう回路の検討
筆甫	住民自治組織との連携強化
筆甫、大内、舘矢間、大張	被災道路の通行止め区間の早期解消
筆甫、小斎、耕野	宅地内の堆積土砂及び災害ゴミ等の早期撤去
筆甫、舘矢間、大張、耕野	集会所や福祉施設等の避難所としての活用
筆甫、大張	災害による人口減少の過疎化の懸念
大内	計画策定に際しての他被災地事例の参照
大内	自主防災組織に対してのガイドラインの周知徹底
大内	ハザードマップの周知徹底
大内	役場代替機能の検討（廃校等の活用）
大内、舘矢間	町内各地区及び他市町村との連携の必要性
大内、大張、耕野	各種事業の優先順位付け
大内、耕野	メガソーラー発電設備設置への規制強化
小斎	住民と行政が同じ復興の姿を描くことの重要性
小斎	復興計画の検証方法の確認
小斎	迅速に対応できる防災体制の整備
小斎	既存の道路改良計画の見直し
小斎	小河川における危険個所の対策
小斎、舘矢間	水道の早期復旧
小斎、大張	医療、福祉施設の維持・存続
舘矢間	地域の人口規模に見合った避難所の確保
舘矢間	災害検証における報告や復旧・復興計画の周知方法の確認
舘矢間	災害時の避難所開設の迅速化
舘矢間	防災拠点となる役場（庁舎周辺エリア）の強靱化
舘矢間	災害時の保育受入れ環境の検討
大張	「次の災害」を見据えた防災対策の必要性
大張	災害時の受援体制（災害ボランティア受入れ等）の強化
大張	農地のマッチング制度の利用促進
大張	他地域での災害発生時の町の支援体制の整備
大張、小斎	まちのコンパクトシティ化の必要性
耕野	小学校統廃合の展開
耕野	復興している姿を見せる地域情報発信の強化

(2) 地区説明会等

各地区のまちづくりセンターにおいて、町独自の住宅再建支援策を含む「(仮称)丸森町復旧・復興計画(中間案)」に係る概要説明と意見交換会の場を設定するとともに、特に、今般の台風被害が甚大なものとなった五福谷、竹谷及び中通地区については、他地区に先行して実施しました。

開催日		時間	会場	参加者数	備考
令和2年	4月9日(木)	13時30分～	丸森まちづくりセンター	21人	住宅再建促進事業等説明会(五福谷、竹谷、中通行政区対象)
令和2年	4月14日(火)	14時～	金山まちづくりセンター	23人	(仮称)丸森町復旧・復興計画(中間案)に係る地区説明会
	4月15日(水)	10時～	筆甫まちづくりセンター	18人	
		14時～	小斎まちづくりセンター	18人	
	4月16日(木)	10時～	大張まちづくりセンター	11人	
		14時～	舘矢間まちづくりセンター	20人	
	4月17日(金)	10時～	耕野まちづくりセンター	22人	
	4月18日(土)	14時～	大内まちづくりセンター	22人	
19時～		丸森まちづくりセンター	21人		
合計				155人	

●各地区から寄せられた主な意見

地区等	主な意見
住宅再建促進事業等説明会	浸水区域等の町民への周知
住宅再建促進事業等説明会	竹谷地区での内水氾濫対策の必要性
住宅再建促進事業等説明会	農地転用(住宅地)等手続きの早期実施
住宅再建促進事業等説明会	公共施設(和田コミセン等)の避難所としての活用
住宅再建促進事業等説明会、丸森	再建する町営住宅敷地の浸水被害の懸念
住宅再建促進事業等説明会、金山、大内、小斎	河川の早期復旧及び実施期間
住宅再建促進事業等説明会、筆甫	災害公営住宅・町営住宅の入居要件
住宅再建促進事業等説明会、舘矢間	住宅再建促進事業制度(町)の内容確認
丸森	高齢者等の要支援者への避難情報伝達のあり方の検討
丸森	災害時のタイムラインの重要性
丸森	防災集団移転促進事業の実施期間の捉え方
丸森	住宅団地造成の町実施の検討
丸森、筆甫、大張	町道等の早期復旧
丸森、小斎、舘矢間	役場周辺の内水対策及び実施期間
金山	ハザードマップの作成と町民への提示
金山	避難情報等の伝達手段のあり方(防災無線機能強化等)

地区等	主な意見
金山	避難所開設基準の明確化及び避難物資の備蓄
筆甫	県道丸森霊山線の早期復旧の県への要望
筆甫	復旧・復興期間後の協働のまちづくりの考え方
筆甫	災害公営住宅・町営住宅への町産材の積極的な活用
大内	避難判断基準（警戒レベル）の事前周知の徹底
大内	自主防災組織の運営、避難訓練のあり方の検討
大内	河川・水路の堆積土砂撤去、橋げたの流木撤去
大内	農地復旧の実施期間の見通し
大内	太陽光発電施設の適正な設置の指導強化
大内、大張	森林伐採後の適正な管理
小斎	消防団の強化
小斎	農地の担い手育成
小斎、館矢間	避難所における新型コロナウイルス感染対策
館矢間	人口流出抑制対策
館矢間	阿武隈急行線復旧の見通し
館矢間	災害復旧事業に係る財源確保
耕野	買い物難民対策としての町内商店との連携
耕野	町民意見の集約方法（SNS等の積極活用）
耕野	公費解体申請手続き期間の確認



地区説明会の開催状況
 (新型コロナウイルスの感染防止対策のため、配席に留意して実施)

(3) パブリックコメント

「(仮称)丸森町復旧・復興計画(中間案)」に対する意見等を反映しながら、計画の策定作業を進めるため、以下により町内外を問わず広くパブリックコメントを実施しました。

●実施概要

期 間	令和2年4月1日(水)～令和2年4月30日(木)
閲 覧 場 所	丸森町ホームページ 役場1階 町民ホール及び各まちづくりセンター
意見提出方法	みやぎ電子申請システム 電子メール、ファクシミリ、郵送、持参(閲覧窓口等)
件 数	46件(16名:町内者11名・町外者5名)

●意見に対する町の考え方

パブリックコメントに寄せられた46件の意見に対する町の考え方については、下表のとおりです。

町の考え方	件 数
計画に盛り込まれており、修正しない	22
計画に盛り込んでいるが、記載を充実	3
計画を修正しないが、個別に対応済み	2
計画を修正しないが、今後の取組等における参考とする	10
計画を修正する	1
検討の結果、修正しない	4
その他(要望等への回答や現状説明など)	4
合 計	46

※各意見に対する町の考え方の詳細については、丸森町ホームページにて公開しております。
http://www.town.marumori.miyagi.jp/data/open/cnt/3/5796/1/fukkou_pabukome.pdf

(4) 「丸森町復旧・復興計画」の策定に向けた意向調査

●実施概要

期 間	令和2年2月4日（火）～令和2年2月21日（金）				
調 査 対 象	住民基本台帳に基づく町の全世帯（4,817世帯） ① 世帯代表 ② 世帯員（16歳以上の各家庭2名まで）				
調 査 方 法	郵送による配布回収（返信用封筒を同封した調査票を郵送）				
回 収 状 況		配 布	回 収	回収率	備 考
	対象世帯数a	4,817票			
	世帯代表b		1,978票	41.1%	b/a
	世帯員		2,131票		
	合 計		4,109票		

※寄せられた意向の集約した結果については、計画本編のP18からP20に記載しております。

(5) 住宅の再建に関する意向調査

被災された方々の一日でも早い安らぎのある暮らしの再建のため、住宅の再建（建設・購入・修繕）、災害公営住宅・町営住宅への入居等、被災者した方の意向を確認し、それぞれの「住まいの再建」に向けた相談や、住宅再建支援策の基礎資料として活用するため、以下により実施しました。

●実施概要

期 間	令和2年4月15日（水）～5月1日（金）
調 査 対 象	プレハブ仮設住宅入居者 みなし仮設住宅入居者 上記以外の被災者（在宅避難者等）
調 査 方 法	郵送による配布回収（返信用封筒を同封した調査票を郵送）

①配付数及び回収結果

対 象	配布数 (世帯)	回収数 (世帯)	回収率
プレハブ仮設	173	166	96.0%
みなし仮設	96	96	100.0%
在 宅	163	141	86.5%
その他	0	2	—
合 計	432	405	93.8%

②意向調査結果 (抜粋)

ア 希望している今後の住まいの予定

今後の住まい 対象者	災害公営住 宅町営住宅	自宅再建 (修繕・建替)	自宅新築	民間賃貸 (戸建)	民間賃貸 (アパマン)	再建済	その他	計
プレハブ仮設	117	29	5	1	1	2	11	166
みなし仮設	21	42	6	7	7	0	13	96
在 宅	8	55	6	6	2	47	19	143
合 計	146	126	17	14	10	49	43	405

イ 災害公営住宅・町営住宅希望場所

被災時住まい 希望場所	持 家	民間賃貸	町営住宅	社 宅	その他 (不明含)	計
神明地区	19	2	68	0	0	89
竹谷地区	15	2	21	0	0	38
その他 (不明含)	3	3	10	0	3	19
合 計	37	7	99	0	3	146

※町営住宅への戻り入居者を除くと、災害公営住宅の入居希望はおおむね50世帯を見込む。

ウ り災判定結果 (災害公営・町営住宅希望者)

今後の住まい り災判定	災害公営住宅 町営住宅希望世帯
全 壊	16
大規模半壊	52
半 壊	73
一部損壊	2
不明、無回答	3
合 計	146

エ 世帯人数と希望間取り

希望間取り・世帯人数	今後の住まい 災害公営住宅 町営住宅希望世帯	割合	割合不明除き
1LDK	60	41%	47%
2LDK	52	36%	41%
3LDK・4LDK	15	10%	12%
不明、無回答	19	13%	—
合計	146	100%	100%

オ 入居希望者年代別人数・世帯状況

年代別	今後の住まい 災害公営住宅 町営住宅希望者	世帯状況	
0～18歳	52	災害公営住宅・町営住宅希望世帯全146のうち18歳以下がいる世帯数（子育て世帯）	29
19～39歳	52		
40～64歳	75	災害公営住宅・町営住宅希望世帯全146のうち高齢者（65歳以上）がいる世帯	87
65～74歳	39		
75歳以上	63	上記のうち高齢者（65歳以上）のみの世帯	68
合計	281		

カ 要介助者の状況

障害者・要介護有無	今後の住まい 災害公営住宅・町営住宅希望者	障害者手帳あり 要介護認定あり世帯数
障害者手帳あり	18	18
障害者手帳なし	263	
合計	281	
要介護認定あり	21	20
要介護認定なし	260	
合計	281	

キ 車保有台数

車保有台数	今後の住まい 災害公営住宅 町営住宅希望世帯	割合	平均台数
0台	33	23%	1.16
1台	61	42%	
2台	33	23%	
3台	11	8%	
不明	8	5%	
合計	146	100%	

※割合は端数処理により合計と一致しません。

ク ペット飼育者

ペット有無	今後の住まい 災害公営住宅 町営住宅希望世帯	ペット種類	
ペット飼育している	13	犬	6
ペット飼育していない	127	猫	5
不明、無回答	6	インコ	1
合計	146	不明	1
		合計	13

5. 計画とSDGsとの関連性について

●SDGsの17目標と丸森町復旧・復興計画に掲げる取組等との関連性について

SDGsの17目標	丸森町復旧・復興計画に掲げる主な取組等（関連ページ）
<p>1 貧困をなくそう</p>  <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 【目標達成に向けた取組例】 経済成長を包括的（社会的に弱い立場にある人々をも含め市民一人ひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方）なものとし、持続可能な雇用の提供や社会保障制度の導入、大きな経済的リスクに対する支援を実施する。</p>	<p>計画策定の背景（P2） 生活資金の支援（P24） 住宅再建支援（町独自の住宅再建支援）（P25） 被災事業者の事業再開や再建支援（P41） など</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p>  <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 【目標達成に向けた取組例】 農林水産業は、適切に機能すれば、すべての人に栄養豊富な食料を提供し、適切な所得を創出しつつ、人間中心の農村開発を支え、環境を守ること（土壌や森林、そして生物多様性の急激な劣化、気候変動による洪水など災害関連リスクの高まり、農業での生計維持困難による都市への移住）が可能となる。</p>	<p>農地・農業用施設の復旧など魅力ある農業の再興（P38） 畜産関係施設の復旧など競争力ある畜産業の創造（P39） 林業関係施設の復旧など活力ある林業の再生（P40） 「儲ける農業」創造プロジェクト（P48） など</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 【目標達成に向けた取組例】 平均寿命の延伸などは長足の進歩がみられるが、産婦死亡率や非伝染性疾患による早死には改善の余地があり、たばこのリスクに関する教育、保険制度のより効率的な財源確保などに注力することで、数百万人の命を救うための支援を大幅に前進させる。</p>	<p>各種相談、見守り活動の実施など被災者の生活環境の確保（P24） 地域医療体制の整備など保健・医療・福祉の充実（P27） 被災者の健康管理の支援など被災者及び児童・生徒の心と身体のケア（P28） など</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>  <p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 【目標達成に向けた取組例】 すべての人々が等しく教育を受けられれば、貧困状態から脱却し、自立した人生を送ることができると考えられており、初等教育で達成した男女の平等をすべての教育レベルで達成することや学習機会の公平性の確保等が必要になる。</p>	<p>被災した学校教育施設などの復旧（P28） 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実（P30） 「次代につながる新たな丸森づくり」の先に目指すもの（P50） など</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  <p>ジェンダー（性別に基づいて社会的に要求される役割）の平等を達成し、すべての女性と女児の能力強化を行う 【目標達成に向けた取組例】 未だ差別と暴力に苦しむ女性や女児に教育や医療、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）への平等なアクセスを提供し、政治的・経済的意思決定プロセスへの参画を可能にすることは、持続可能な経済が促進され、社会と人類全体の利益に波及する。</p>	<p>地域医療体制の整備など保健・医療・福祉の充実（P27） 新たな産業の創出（P44） など</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  <p>すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する 【目標達成に向けた取組例】 （主に開発途上国では）水不足や水質の悪化、不適切な衛生施設は、全世界の貧困家庭における食料の安定確保や生活手段の選択、教育機会に悪影響を及ぼしており、衛生施設や飲料水へのアクセスの改善に向け、衛生施設の管理等の拡充が必要となる。</p>	<p>上下水道などのライフライン復旧（P33） 河川の復旧・被害を繰り返さないための治水（P35） 治山による安全・安心の確保（P37） 魅力ある農業の再興（P38） 活力ある林業の再生（P40） など</p>

SDGsの17目標	丸森町復旧・復興計画に掲げる 主な取組等（関連ページ）
<p>7 エネルギーもみんなに そしてクリーンに</p>  <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>【目標達成に向けた取組例】 エネルギーへの普遍的アクセス、エネルギー効率の改善、新たな経済と雇用の機会を通じた再生可能エネルギーの利用拡大に注力することは、より持続可能で包摂的なコミュニティづくりや気候変動をはじめとする環境問題に対するレジリエンスの高まりに不可欠となる。</p>	<p>公共交通機関の早期復旧（P29） 治山による安全・安心の確保（P37）</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>8 働きがいも 経済成長も</p>  <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用と働きがいのある仕事を促進する</p> <p>【目標達成に向けた取組例】 持続可能な経済成長を遂げるためには経済を刺激し、かつ、環境に害を及ぼさない質の高い仕事に人々が就ける条件を整備することが必要になり、雇用機会とディーセントな雇用環境は、現役世代の人々すべてにとって重要となる。</p>	<p>被災した学校教育施設などの復旧（P28） 活気あふれる産業・なりわいの再建（P38～P44） 「儲ける農業」創造プロジェクト（P48） 「次代につなぐ新たな丸森づくり」の先に目指すもの（P50）</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくらう</p>  <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <p>【目標達成に向けた取組例】 技術の進歩は資源効率と省エネの向上をはじめとする環境目標の達成に向けた取組の基盤となり、技術とイノベーションがなければ産業化は起こりえず、産業がなければ開発は実現しないため、製造業で大きな割合を占めるハイテク製品への投資拡大等が必要となる。</p>	<p>上下水道などのライフライン復旧（P33） 道路・橋梁等の復旧・機能強化（P34） 河川の復旧・被害を繰り返さないための治水（P35） 内水氾濫を防ぐための対策強化（P36）</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>  <p>国内及び国家間の不平等を是正する</p> <p>【目標達成に向けた取組例】 不平等の是正には、原則的に社会的弱者や阻害された人々のニーズに配慮しつつ、普遍的な政策の採用が不可欠となる。</p>	<p>各種相談、見守り活動の実施など被災者の生活環境の確保（P24） 地域医療体制の整備など保健・医療・福祉の充実（P27） 被災した学校教育施設などの復旧（P28）</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p>  <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>【目標達成に向けた取組例】 都市内部の固形廃棄物の安全な除去と管理など、急速な都市化がもたらす課題は、都市の繁栄と成長を継続しながら、資源利用の改善により、汚染と貧困の削減・克服が可能となる。</p>	<p>災害廃棄物・堆積土砂の早期処理（P31） 上下水道などのライフライン復旧（P33） 道路・橋梁等の復旧・機能強化（P34） 河川の復旧・被害を繰り返さないための治水（P35） 内水氾濫を防ぐための対策強化（P36）</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>  <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>【目標達成に向けた取組例】 持続可能な消費と生産は「より少ないものでより多く、よりよく」を目指しているため、経済活動による福祉向上は、ライフサイクル全体を通じて資源の利用、劣化及び汚染を減らす一方で、生活の質を高めることで可能となる。</p>	<p>治山による安全・安心の確保（P37） 活気あふれる産業・なりわいの再建（P38～P44） 「儲ける農業」創造プロジェクト（P48） 「次代につなぐ新たな丸森づくり」の先に目指すもの（P50）</p> <p style="text-align: right;">など</p>

SDGsの17目標		丸森町復旧・復興計画に掲げる 主な取組等（関連ページ）
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>気候変動 及び その影響を軽減するための緊急対策を講じる 【目標達成に向けた取組例】 よりクリーンでレジリエントな経済活動を進められる、再生可能エネルギーを利用したり、二酸化炭素排出量を削減し、適応への取り組みに資するその他幅広い措置を採用する人々が増え、変革のペースも加速される。</p>	<p>治山による安全・安心の確保（P37） 活気あふれる産業・なりわいの再建（P38～P44） 「儲ける農業」創造プロジェクト（P48） など</p>
 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 【目標達成に向けた取組例】 不可欠でグローバル資源を慎重に管理することは、持続可能な未来への鍵を握ることになる。（現時点では、汚染による沿岸水域の劣化が続くほか、海洋の酸性化は生態系と生物多様性の機能、小規模漁業にも悪影響が及んでいる）</p>	<p>治山による安全・安心の確保（P37） 活気あふれる産業・なりわいの再建（P38～P44） 「儲ける農業」創造プロジェクト（P48） など</p>
 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	<p>陸の生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 【目標達成に向けた取組例】 現時点で保護対象となる陸地は全体の15%程度に達する。生物多様性は依然としてリスクが存在し、人間の活動と気候変動に起因する森林破壊と砂漠化は、持続可能な開発に大きく課題を突き付け、貧困と戦う人々の生活と生計に影響を及ぼしている。</p>	<p>治山による安全・安心の確保（P37） 活気あふれる産業・なりわいの再建（P38～P44） 「儲ける農業」創造プロジェクト（P48） など</p>
 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する 【目標達成に向けた取組例】 より平和で包摂的な社会を構築するためには、さらに効率的で透明な規制と、包括的かつ現実的な政府予算の導入が必要となる。</p>	<p>※復旧・復興計画には該当項目なし（第五次町総合計画では、基本方針3「安全と安らぎのあるまちづくり」中に「犯罪のない住みよいまちづくりの推進」の項目設定あり）</p>
 <p>17 パートナシップで 目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 【目標達成に向けた取組例】 持続可能な開発目標の実現に向け、エネルギー、インフラ等に多額の民間資金の活用等に加え、審査や監視の枠組みの変革、監督機能の強化が必要となる。</p>	<p>復興の主体（P4） 復旧・復興のビジョンと基本理念（P22） など（第五次町総合計画では、基本理念の一つに「地域の個性を活かした協働のまちづくり」を掲げ、住民、各地区の住民自治組織との連携によるまちづくりを実践）</p>

出典：外務省ホームページ「JAPAN SDGs Action Platform」等を基に丸森町作成

6. 丸森町における主な風水害の発生状況

昭和30年以降で丸森町において発生した風水害のうち、人的被害が生じたもの又は被害額が1億円以上となったものは、下表のとおりです。

災害年月日	災害種別	状 況		
S33.9.26	洪水	台風22号により県南部を中心に豪雨に見舞われ、327mmの大雨となり道路、橋梁などに多大の被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸 森：327mm 最高水位：21.32m	負 傷：3名 り 災 者：4,689名	農林被害：418,435千円 土木被害： 88,252千円 合 計：506,687千円
S46.8.30 ～31	暴風雨	台風23号により351mmの雨量を記録し、道路、橋梁、農作物に甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸 森：351mm 最高水位：20.40m	-	農林被害： 85,000千円 土木被害： 95,000千円 合 計：180,000千円
S57.9.12 ～13	暴風雨	台風18号による集中豪雨により176mmの雨量を記録し、甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸 森：176mm 最高水位：21.04m	負 傷：2名 り 災 者：1,280名 全 壊：1棟 一部破損：12棟 床上浸水：31戸 床下浸水：274戸	農林被害：1,055,256千円 土木被害： 264,171千円 合 計：1,319,427千円
S61.8.5	豪雨 洪水	台風10号による大雨は、太平洋側を中心に多く降り続き303mmの降水量を記録した。町内各地区で、河川の氾濫、土砂崩れ、浸水等の被害が続出し、幹線道路も各地で寸断され、災害史上最大の被害をもたらした。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸 森：303mm 筆 甫：279mm 大 内：390mm 最高水位：22.22m	死 者：1名 重 傷：1名 全 半 壊：19棟 一部破損：9棟 床上浸水：162戸 床下浸水：354戸	農林被害：3,837,708千円 土木被害：1,401,875千円 そ の 他： 356,764千円 合 計：5,596,347千円
H1.8.6	大雨 洪水	台風13号は5日午後3時すぎ千葉県銚子市付近に上陸し、同日夜半から降り出した大雨は筆甫で最大時間雨量48mmを記録した。同日6時、小斎地区で阿武隈川からの漏水箇所が発見され、消防団が水防工法により対処した。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸 森：125mm 筆 甫：419mm 大 内：217mm 最高水位：20.59m	半 壊：4棟 一部破損：5棟 床上浸水：18棟 床下浸水：40棟 り 災 者：276名	土 木 被 害：2,393,840千円 農作物被害： 390,890千円 その他被害： 30,029千円 合 計：2,814,759千円

災害年月日	災害種別	状 況		
H3.10.12	大雨 洪水	10月6日から降り始めた雨は12日になって関東の東の海上を北東に進んできた台風21号の接近とともに大雨となり、9日9時から13日18時までの総雨量は、筆甫で430mmを記録した。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸 森：283mm 筆 甫：430mm 大 内：214mm 最高水位：20.60m	負 傷 者：4名 全 壊：1棟 半 壊：1棟 一部破損：4棟 床下浸水：3棟 り 災 者：41名	土 木 被 害：616,000千円 農作物被害： 8,970千円 合 計：624,970千円
H10.8.26 ～31	大雨 洪水	東北地方に停滞した前線と台風4号の影響により8月26日から降り出した雨は、東日本・北日本にかけて広い範囲で大雨となり、特に福島県南部及び栃木県北部を中心に豪雨に見舞われた。町内では、26日9時から31日11時までの総雨量が、大内で385mmを記録した。更に阿武隈川の水位は、30日14時に22.22mに達し、丸森橋が一時通行止めとなった。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸 森：297mm 筆 甫：322mm 大 内：385mm 最高水位：22.22m	床 上 浸 水：7棟 床 下 浸 水：4棟 り 災 者：36名 田 冠 水：176ha 畑 冠 水：176ha 道路交通不能：9箇所	公共文教施設： 150千円 農林水産施設： 88,750千円 農作物被害：146,871千円 林 産 被 害： 10,000千円 商 工 被 害： 4,600千円 合 計：250,371千円
H11.4.24 ～26	大雨	4月24日から降り始めた雨は、筆甫で376mmの雨量を記録した。農業、土木施設に甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸 森：220mm 筆 甫：376mm 大 内：324mm 最高水位（阿武隈川）： 19.67m（25日19：00）	一部損壊：3棟 田 冠 水：5.8ha 畑 冠 水：2.6ha 道 路：38箇所 河 川：34箇所 崖 崩 れ：2箇所	農林水産施設：128,300千円 公共土木施設：338,650千円 合 計：466,950千円
H14.7.11 ～12	台風 6号	台風6号に伴う集中豪雨により、丸森で192mmの雨量を記録し、床上、床下浸水を始め、田畑の冠水等、甚大な被害を受けた。更に阿武隈川の水位は、11日11時30分に22.22mに達し、丸森橋が一時通行止めとなった。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸 森：192mm 筆 甫：176mm 大 内：183mm 最高水位（阿武隈川）： 22.22m（11日11：30）	床 上 浸 水：20棟 床 下 浸 水：5棟 田 冠 水：106.4ha 畑 冠 水：157.5ha 道 路：10箇所 河 川：3箇所 農業用施設：17箇所 交通規制等：丸森橋	農林水産施設： 42,100千円 公共土木施設： 56,600千円 その他公共施設： 769千円 農 業 被 害：105,911千円 合 計：205,380千円

災害年月日	災害種別	状 況		
H19.7.13 ～16	台風 4号	台風4号の影響により、大内で322mmの雨量を記録し、田畑の冠水や土砂崩れ、道路法面の崩落等、農業、土木施設に甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸 森：174mm 筆 甫：268mm 大 内：322mm 大 張：236mm 内 川：198mm 最高水位（阿武隈川）： 20.61m（15日23：00）	宅地土砂崩れ：25件 河 川：10件 町 道：68件 農 道：33件 林 道：6件 水 路：6件 農 地：5件 農作物冠水：304.4ha	公共土木施設：451,430千円 農 地：23,350千円 農 業 施 設：92,190千円 林 道：44,600千円 合 計：611,570千円
H19.9.5 ～7	台風 9号	台風9号の影響により、筆甫で最大267mmの雨量を記録し、農業、土木施設に甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		丸 森：189mm 筆 甫：267mm 大 内：172mm 大 張：221mm 内 川：213mm 最高水位（阿武隈川）： 19.55m（7日22：00）	公共土木施設：105件 農 業 施 設：35件 林 道：10件 合 計：150件	公共土木施設：181,920千円 農 業 施 設：25,210千円 林 道：33,800千円 合 計：240,930千円
H27.9.6 ～11	台風 18号	台風18号による線状降水帯の停滞で、9月6日から降り出した雨は茨城県、栃木県及び宮城県にかけて記録的な豪雨となり、それぞれに「大雨特別警報」が発表された。町内では、筆甫で6日から11日までの総雨量が、601mmを記録し、丸森、筆甫、大内、大張、耕野の土砂災害危険か所に「避難準備情報」「避難勧告」を発令した。床上、床下浸水をはじめ、公共土木施設、農業施設、田畑の冠水、役場庁舎周辺の冠水など甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		9/6～11 丸 森：406mm 筆 甫：601mm 大 内：502mm 大 張：454mm 内 川：410mm 笠 松：536mm 最高水位（阿武隈川）： 21.12m（11日2：00）	軽 傷：1名 一 部 破 損：1棟 床 上 浸 水：5戸 床 下 浸 水：29戸 非住家建物（物置）全壊： 1棟 公共土木施設：72件 農 業 施 設：44件 林 道：14件 合 計：130件	公共土木施設：617,500千円 農 林 施 設：299,500千円 その他公共施設：5,047千円 農 業 被 害：25,213千円 合 計：947,260千円

災害年月日	災害種別	状 況		
H29.10. 22～23	台風 21号	台風21号による10月22日から23日早朝にかけての大雨により、大内で最大393mmの雨量を記録した。家屋の浸水被害の他、土木・農業施設を中心に甚大な被害を受けた。		
		降水量・最高水位	被害状況	被害額
		10/19～23 丸 森：310mm 筆 甫：271mm 大 内：393mm 大 張：259mm 笠 松：291mm 最高水位（阿武隈川）： 21.28m（23日13：50）	床 上 浸 水：6戸 床 下 浸 水：18戸 宅 地 崩 落：25か所 公共土木施設：93件 農 業 施 設：53件 合 計：146件	公共土木施設：119,400千円 農 林 施 設：24,800千円 農 業 被 害：7,238千円 合 計：151,438千円

出典：丸森町地域防災計画より抜粋

7. 用語解説

索引	用語	解説	掲載頁
あ	アメダス地点	アメダス (AMeDAS) とは「Automated Meteorological Data Acquisition System」の略で、「地域気象観測システム」といい、雨、風、雪などの気象状況を時間的、地域的に細かく監視するために、降水量、風向・風速、気温、日照時間の観測を自動的におこない、気象災害の防止・軽減に重要な役割を果たしている。アメダス地点とは、その観測地点を指す。	P8
い	インフラ	インフラはインフラストラクチャー (infrastructure) の略で、道路・通信・公共施設など「産業や生活の基盤となる施設」のこと。	P4
う	雨水排水直接放流管	内水氾濫対策の一つとして設置する施設、直接河川へ放流することにより雨水を分散させるためのバイパス管。	P36
え	エリアメール (携帯各社の緊急速報メール)	気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信することができる携帯電話向けサービス。	P18
え	越水 (えっすい)	河川の水が堤防を越えてあふれ出す状態のこと。	P35
お	大雨特別警報	気象庁では、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかける。これに加え、警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し最大級の警戒を呼びかけるもの。	P8
か	冠水	洪水や河川の氾濫などにより、農地や道路などの土地が広範洪水などで水をかぶること。	P18
か	河道掘削 (かどうくっさく)	洪水時の水位を低下させるため、河道を掘って水が流れる面積を広くすること。	P35
か	間伐 (かんばつ)	森林において樹木の健全な発育を助けるために一部の木を切ること。	P40
き	協働	同じ目的のために、対等の立場で話し合い、協力し合うこと。	P2等
き	郷土愛	自分が生まれ育った故郷に対する愛情、愛着。	P3等
き	機能別消防団	より多くの方に参加いただくために、それぞれの能力やメリットを活かしながら、特定の消防団活動や時間の許す範囲での活動ができる制度。	P32
き	企業立地奨励金	丸森町内に事業所を新設又は増設する企業者に対し、産業の振興と雇用の拡大を図り、町経済の発展及び町民生活の安定に資することを目的として交付する奨励金。	P43
き	起業支援	新しく事業を設立しようとする個人や企業などを支援すること。	P44
き	企業版ふるさと納税	企業が自治体に寄付をすると税負担が軽減される制度。(地方創生応援税制)	P15等

索引	用語	解説	掲載頁
く	グループ補助金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）	復興のリード役となり得る「地域経済の中核」を形成する中小企業等のグループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に施設・設備の復旧・整備等の補助が受けられる制度。	P41等
け	減災	災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る考え方。	P18等
け	決壊	堤防やダムなどが切れ崩れること。	P10等
こ	心のケアハウス	災害による住環境や家庭の経済状況の変化等が影響すると考えられるいじめや不登校により、学校生活に困難を抱えるようになった子どもたちの学校復帰や自立支援の取組を行う施設。	P28
こ	国土強靱化地域計画	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な地域づくりを推進するために策定する計画。	P32
こ	護岸	河岸や海岸の、水際の浸食防止のために造られる工作物。	P35
こ	高付加価値園芸作物	他に無い優位性を持った品種の導入や特徴的な栽培方法による付加価値の高い園芸作物。	P38
こ	恒久的	いつまでもその状態が続くさま。	P19等
さ	災害廃棄物処理実行計画	大規模地震や津波、豪雨による水害等の自然災害により発生した災害廃棄物（がれき）の処理を適正かつ迅速に行うために必要な事項を定めることを目的として策定される計画。	P31
さ	砂防堰堤工（さぼうえんていこう）	土石流など上流から流れ出る有害な土砂を受け止め、貯まった土砂を少しずつ流すことにより下流に流れる土砂の量を調節する施設。	P35
さ	再生可能エネルギー	太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができると認められるもの。	P37
さ	山地災害	がけ地など、地形上の標高差から生じる、山くずれや土石流、地すべり、なだれなどのこと。	P37
さ	産地化	農産物を計画的に栽培し、生産地として認知されるよう生産量を拡大する取組のこと。	P38
さ	災害公営住宅	公営住宅法に基づき、一定の要件に該当する災害の場合に災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者等に賃貸するために建設される公営住宅。	P19等
し	住民自治組織	住民と行政による「協働のまちづくり」を推進するための組織。より良い地域づくりを実践するために、地区別計画の推進、拠点施設である「まちづくりセンター」の運営や維持管理等に取組み、丸森町内では8地区それぞれの「まちづくりセンター」で住民自治組織が活動を実施。	P2等
し	事業継続計画（BCP）	災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させるなどの対策を実施する計画。（Business Continuity Planの略）	P32

索引	用語	解説	掲載頁
し	受援計画	災害時に他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体等から、人的資源・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用するために策定する計画。	P32
し	自主防災組織	災害対策基本法に基づく地域の住民が自主的に防災活動を行う組織。平常時の活動としては、防災知識の普及や啓発、防災訓練、防災資機材の備蓄や点検といった活動に取り組む。	P33等
し	新規就農者	「新規自営農業就農者」「新規雇用就農者」「新規参入者」の総称。	P38
し	集落営農	集落等地縁的にまとまりのある一定地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。	P38等
し	森林経営管理制度	適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る制度。	P40
し	自伐型林業	主に所有する森林において、自ら伐採等の施業を行う林業形態。自家労働により伐採等を行うことから、労働に見合う費用分が収入として残るといった特徴がある。	P40
し	森林施業	森林を育てるため、下刈り、除伐、間伐、伐採などを実施すること。	P40
し	事業承継	当該事業の経営を後継者に引き継ぐこと。	P41等
し	上昇流	何らかの原因によって大気が上昇する流れ。	P8
す	スクールカウンセラー (SC)	学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。	P28
す	スクールソーシャルワーカー (SSW)	児童・生徒の問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門家。	P28
す	水源の涵養 (かんよう)	主に山林において水を貯え、その水源を保ち、維持していくこと。	P37
そ	ソフト施策	各種の行政サービス、研修、情報発信などの施策。	P22等
そ	草地 (そうち)	主に家畜の放牧、または飼料草類の採取に利用される土地。	P39
た	宅地造成	農地、山林、原野などを宅地として整地し、住宅や工場などの用地を造り出すこと。	P24等
た	代替防災拠点	今後、発生が予想される大規模災害の備えとして、防災本部機能 (役場) の代替が可能となる施設。	P47
ち	地域支え合いセンター	災害により被害を受けられた方の見守りや相談支援、生活再建支援などを行うため、町が丸森町社会福祉協議会に委託して設置。	P24等
ち	地域包括ケア病床	入院治療後、病状が安定した患者に対して、在宅や介護施設で安心して生活できるようにするための退院支援やリハビリを中心に行う在宅復帰を支援するための病床。	P27
ち	地域防災アドバイザー	防災に関する専門的な知識及び経験を有する方や、地域で自主防災活動に取り組まれている方等を、行政等に登録いただく形態のアドバイザー。	P33

索引	用語	解説	掲載頁
ち	築堤	堤防を築くこと。	P35
ち	直轄権限代行	道路や河川などで高度な技術が必要である箇所や甚大な被害が生じている箇所がある場合、国による直轄事業、災害復旧の代行が実施されること。	P34等
ち	治山	災害による被害の拡大防止などの観点で、植林などにより山を整備すること。	P32等
ち	鎮魂	魂を落ち着かせ鎮めること。死者の魂を慰めること。	P37
ち	地力増進作物	土壌の性質に由来する農地の生産力を高めうる作物。レンゲやクローバー、ヘアリーベッチなど。	P38
ち	着地型観光商品	その地域ならではの観光資源を活用した観光商品を当該地域(着地)側が企画・販売するもの。	P42
ち	地域商社	地域には、知られていない農産品や工芸品など、魅力ある産品やサービスが数多く眠っており、こうした地域の優れた産品・サービスの販路を新たに開拓することで、従来以上の収益を引き出し、そこで得られた知見や収益を生産者に還元していく取り組みを行う団体。	P44
ち	地域おこし協力隊	人口減少や高齢化等の進行が著しい地域において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、都市住民等のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とする取組。(総務省の制度)	P44
ち	町営住宅	公営住宅法に基づき、国の補助等により地方公共団体が建設し、低所得者向けに割安な賃料設定で提供される賃貸住宅。	P19等
て	デマンドタクシー	希望されるルートや時間等の事前予約により運行する乗合タクシー。	P29
て	天端舗装(てんぱほそう)	ダムや堤防などの一番高い部分を天端(てんぱ)と言い、それを舗装する工事のこと。	P35
て	低コスト化	業務の実施等に関わる支出を低減或いは抑制させること。	P40
と	床固工(とこがためこう)	上流から下流に向かっての川底の勾配を安定させるために、河川を横断して設けられる施設。	P35
と	頭首工(とうしゅこう)	河川などから農業用水を用水路へ引き入れるための施設の総称。	P12
な	内水氾濫(ないすいはんらん)	市街地などに降った雨が排水路や下水管の雨水処理能力を超えた際や、雨で川の水位が上昇して市街地などの水を川に排出することができなくなった際に、市街地などに水が溢れてしまう浸水害のこと。	P20等
に	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的・安定的な農業経営を目指し、町基本構想で掲げる農業経営の指標(本町では農業所得400万円以上など)の達成に向けた「農業経営改善計画」を作成し、町の認定を受けた農業者。	P38
の	農業集落排水施設	農業集落における生活雑排水などの汚水等を処理する施設。処理されたものは農業用水等として再利用される。	P12等

索引	用語	解説	掲載頁
の	法尻保護(のりじりほご)	地盤に盛土した場合、地盤と盛土の接合部にできる折れ点(法尻)を保護する処置。	P35
の	農地集積・集約化	「農地集積」とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大すること。「農地集約」とは、農地の利用権を交換すること等により、農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。	P38
は	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。	P13
は	ハード施策	土木をはじめとする公共施設、設備、機器、道具等を整備するための施策。	P22等
は	パブリックコメント	行政機関が規制の設定や改廃等を行う際に、原案を公表し、住民の意見を求め、それを考慮して決定する制度。	P5
は	激しい雨	(気象用語) 雨量が30mm/h以上50mm/h未満の雨。	P9
ひ	避難情報発令	災害対策基本法に基づき、各市町村長が発令するものであり、住民が災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるようにするため、避難に関する情報や防災気象情報等の防災情報を5段階の「警戒レベル」を用いて伝えるもの。	P13
ひ	被災証明書	災害による被害の程度を証明する書類。	P14
ひ	被災者生活再建支援金	自然災害により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支給する支援金。	P24等
ひ	病床機能転換	病床に割あてられた機能(※)を換えること。(例：急性期の一般病床⇄慢性期の地域包括ケア病床) ※「高度急性期」「急性期」「回復期」及び「慢性期」の4つの機能区分がある。	P27
ひ	避難行動要支援者	当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。	P18等
ひ	光ファイバーケーブル	ガラスや透明なプラスチックなどを細長く加工し、被覆処理された線材。「光」を離れた場所に伝送でき、各種通信の高速大容量化が可能となる。	P33
ひ	非常に激しい雨	雨量が50mm/h以上80mm/h未満の雨。(気象用語)	P9
ふ	プレハブ仮設住宅	あらかじめ工場で作っておき、現場でそれを組み立てる構法による、簡易な平屋建ての仮設住宅。	P14
ふ	ふるさと納税	自身の居住地以外に、自分が応援したいと思う自治体を選び、そこに寄附(納税)することができる制度。	P15
ほ	包摂性(ほうせつせい)	一つの事柄をより大きな範囲の事柄の中にとりこむこと。支え合うこと。	P2
ほ	防災無線	人命に関わる通信を確保するため、自治体により整備された専用の通信システム。	P18

索引	用語	解説	掲載頁
ま	丸森町地域防災計画	丸森町防災会議が策定した、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。	P32
ま	マンホールポンプ	低地で生じた汚水などをポンプ機器を用いて流し出すための装置。	P33
ま	丸森町農業振興ビジョン	丸森町が策定した、町の基幹産業としての農業の将来に亘る持続的な発展と、農家が真に豊かさを実感できる農業を実現するための指針。	P48
み	みなし仮設住宅	災害により住居を失った被災者が、民間の賃貸住宅を仮の住まいとして入居した場合に、その賃貸住宅を自治体が借り上げて仮設住宅とみなした住宅。	P14等
も	儲ける農業	丸森町農業振興ビジョンに掲げる基本方針の一つ。「儲かる農業」から一歩踏み出し、農家のやる気を引き出して、農家が主体的、能動的に農業所得を稼ぎ出すこと。	P38等
も	猛烈な台風	最大風速（10分間平均）が54m/s（105knot）以上の台風。（気象用語）	P8
も	猛烈な雨	雨量が80mm/h以上の雨。（気象用語）	P9
ゆ	有償ボランティア	少額の謝礼を伴ったボランティア活動の一形態。	P29
ら	ライフライン	生活・生命を維持するための水道・電気・ガス・通信などの施設のこと。	P33
り	り災証明書	大規模な災害が発生した際に、家屋の被災判定の調査等を実施し、その結果を証明するために発行される書類。	P14
り	林地開発	民有林における樹根の伐採、土石の撤去など、土地の形を変える開発行為のこと。	P37
わ	ワークショップ	講義などの一方向の伝達形式ではなく、参加者自身の参加・体験により、一定の成果を導き出す会議形態の一つ。	P29
わ	ワイヤーネット工(こう)	土石流に対する応急対策として、リング状の鋼材をつなぎ合わせたネットタイプの構造物を渓流に設置する工法。	P35
わ	割増商品券	表示額に割り増した商品が購入できる企画商品券。	P41
わ	ワンストップ支援	従来複数個所で必要だった手続き等が1か所でまとめて行えるようになっている形態。	P44
6	6次産業化	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。	P38
P	PDCAサイクル	Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の手順を繰り返すことで、業務処理の効率化を図る等の、改善を促す手法のこと。	P5
S	SNS	Social Networking Serviceの略。主にインターネットなどを活用したコミュニケーション・サービスのこと。	P18

参考（各種工事の概要）

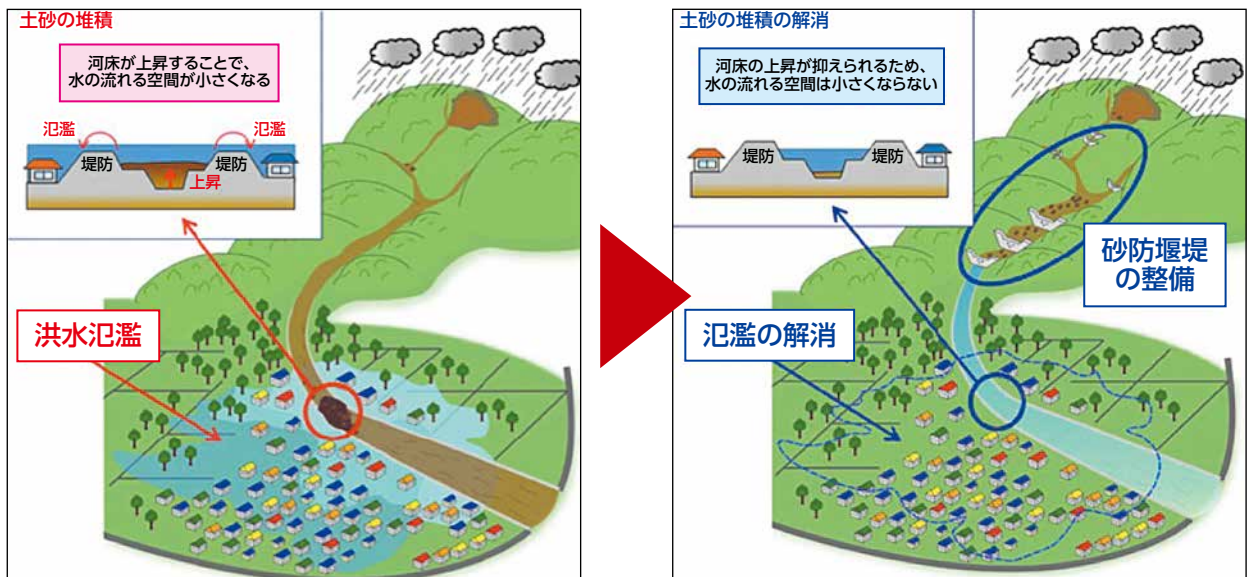
（1）砂防施設の概要

砂防堰堤を造るなど工事を行うハード対策と、ワイヤーセンサーなど警戒避難のために行うソフト対策を推し進めることで、土砂災害を防止・軽減しています。



○砂防堰堤とは

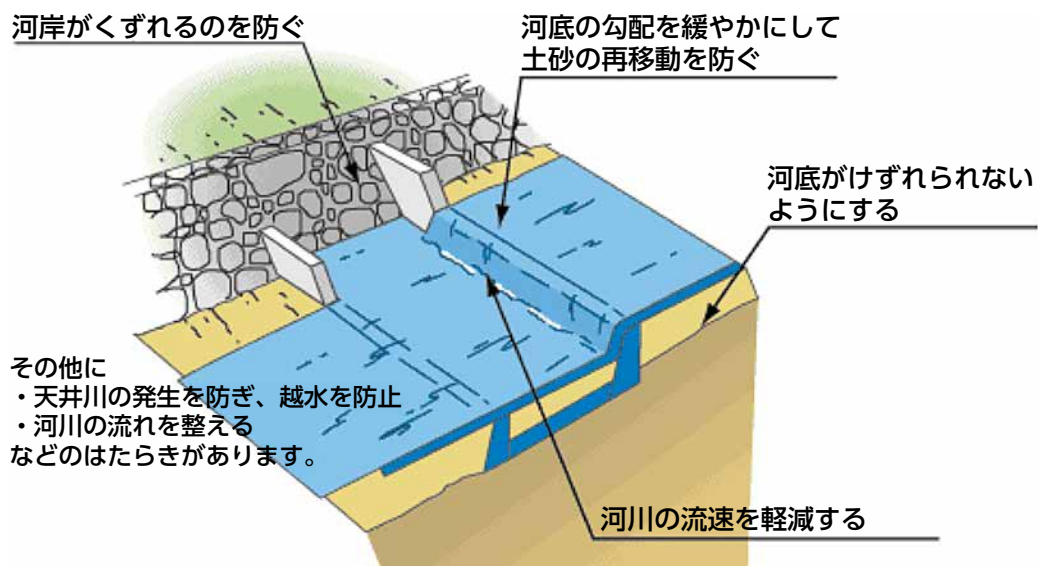
砂防堰堤は、山の斜面や川底・川岸などから流出する土砂を貯めて川の水の流れをゆるくしたり、斜面崩壊や川の浸食が進むのを防いだり、一度に大量の土砂が下流に流れ出て災害をおこさないように土砂の流出量をコントロールする役割があります。



出典：国土交通省東北地方整備局宮城南部復興事務所資料

○床固工（例）

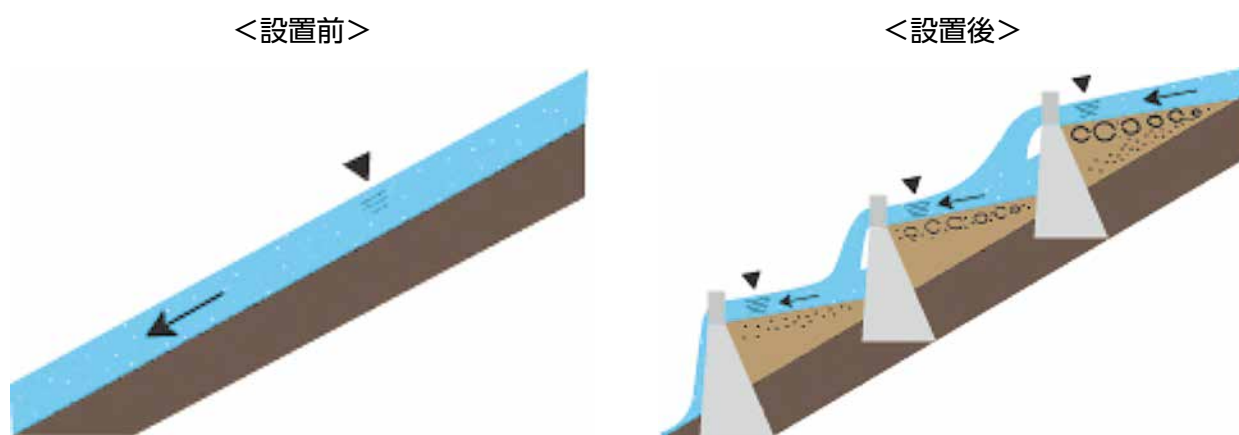
河床の勾配が急に変化する場所は、上流から流れ出た土砂が堆積しやすいというえ、洪水が発生すると氾濫や川岸の決壊を引き起こす原因となります。このため、河床の土砂が削られるのを防ぐ「床固工」や、川岸が川の流れによって削られるのを防ぐ「護岸工」などを整備することで、河川の浸食や氾濫を防ぎます。



出典：国土交通省関東地方整備局
ホームページを参照

○透過型砂防堰堤工（例）

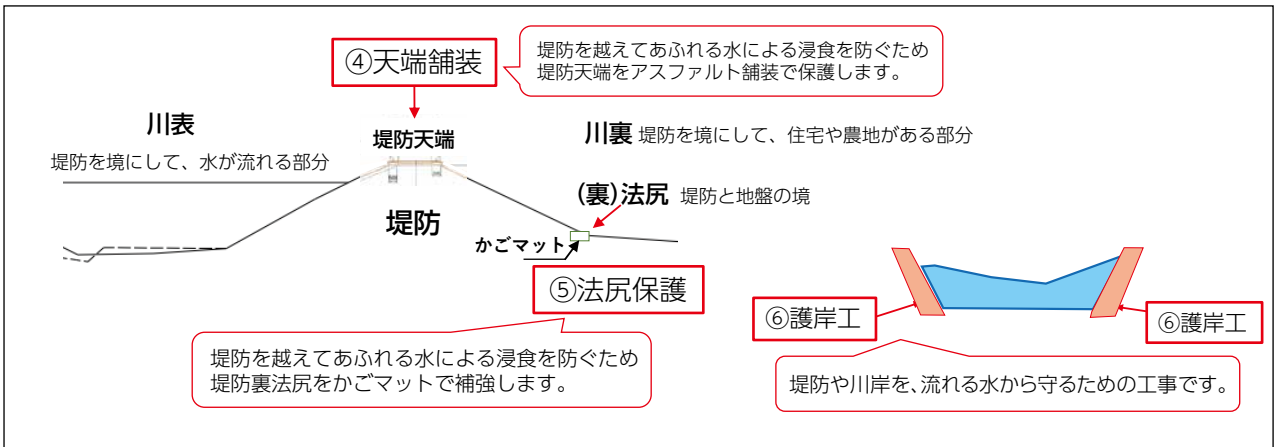
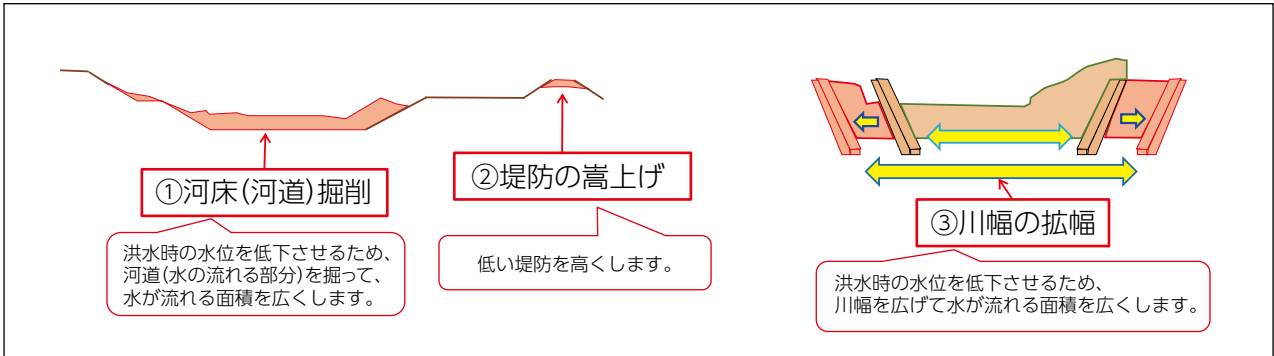
土砂が貯まることによって、川底が削られるのを防ぎます。また勾配がゆるくなることで水の流れが遅くなります。



川の勾配をゆるやかにすると流れのスピードが落ち、大きな石から堆積する。

出典：国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所
ホームページを参照

(2) 河川工事の概要



出典：宮城県大河原土木事務所資料

丸森町復旧・復興計画

～共に立ち上がろう 次代につなぐ新たな丸森^{まち}づくり～

発行日	令和2年6月
発行	丸森町 〒981-2192 宮城県伊具郡丸森町字鳥屋120番地 TEL 0224-72-2111(代)
編集	丸森町復興推進室 TEL 0224-87-6590 FAX 0224-72-3043

表紙写真：令和元年10月13日 午前6時20分に役場庁舎屋上から撮影